

函館市公文書管理委員会公印取扱要綱(案)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、函館市公文書管理委員会の公印について、必要な事項を定めるものとする。

(名称、大きさ等)

第 2 条 公印の名称、大きさ等は、次のとおりとする。

名称	大きさ (ミリメートル)	書体	個数	用途	管 守 者
函館市公文書管理委員会委員長之印	2 1 × 2 1	てん書	1	委員長名をもって する文書	総 務 部 文書法制 課 長

(管守および使用)

第 3 条 公印は、すべて文書の決裁後でなければ使用することができない。ただし、定例のものであらかじめ管守者の承認を得たときは、この限りでない。

2 公印を使用するときは、公印使用簿（別記様式）に所定の事項を記載し、管守者の確認を受けなければならない。

附 則

この要綱は、令和 8 年 月 日から施行する。

別記様式（第3条関係）

公 印 使 用 簿

[illegible]